

報告第7号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	中野区東中野二丁目所在法人	事故日：平成29年12月2日 場 所：杉並区成田東五丁目 ・走行してきた対向車に道を譲るため、清掃車を駐車場入口に寄せて停車し、再発進するために一旦バックさせた際、後方にあった相手方管理物件の住宅の塀とフェンスに接触し損傷を与えた。 (環境部)	676,080円
			平成30年3月12日
2	東京都立中央ろう学校	事故日：平成29年10月23日 場 所：杉並区下高井戸二丁目 ・特別区道上の街路樹が強風により倒木し、隣接の東京都立中央ろう学校敷地内の防球ネット及び支柱を損傷した。 (都市整備部)	510,975円
			平成30年3月27日